

## 宮崎県気候変動適応センター通信 第17号

## 世界各国の気候変動への取組について

衆議院は令和2年11月19日の本会議において、「気候非常事態宣言決議」を可決しました。

この決議においては、「私たちは「もはや地球温暖化問題は気候変動の域を超えて気候危機の状況に立ち至っている」との認識を世界と共有する。」とされています。

このように、日本国内においても地球温暖化に対する危機感が高まっていますが、世界各国では気候変動に対してどのような対応が取られているのでしょうか。

今回は各国における気候変動への取組を御紹介します。

### 英国 ～2025年までに気候変動が事業に与える影響の情報開示を義務化～

リシ・スナック財務大臣は、今後2025年までに、気候変動が企業の財務や事業に与える影響に関する情報を開示することを企業に義務付けると発表しました。この義務化は、国際的な枠組みである「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」の提言に沿って行っていくもので、企業や投資家が気候変動による重大な経済的影響をより正確に理解し、気候リスクをより正確に評価し、経済活動における環境配慮をより支援する目的です。実現すれば、経済全体で完全義務化をする世界で最初の国となります。

### フィンランド ～環境省、先住民族の議会と気候変動法改正を議論～

フィンランド環境省は、先住民族であるサーミ族の議会と気候変動法の改正について交渉を行いました。クリスタ・ミッコネン環境大臣は、サーミ族の文化と伝統的な自然を基盤とした生活にとって気候変動は非常に深刻な脅威であると述べ、気候変動への適応とそのための支援の重要性、サーミ族の観点に立った気候変動影響に関連する知識基盤、モニタリングの必要性等が話し合われました。

改正された気候変動法の政府案は2021年春に提出される予定です。

### ドイツ ～連邦政府、気候変動に強い国家に向けた適応行動計画を採択～

ドイツ連邦政府は、2008年に採択された「ドイツ適応戦略」について、過去5年間に政府がとった対策の進捗報告書を採択しました。2015年に最初の進捗報告書が発行された後、ドイツ政府は5年に一度、取組の棚卸しを行い、今後の実質的・戦略的な指針や優先的な政策を決定しています。最新の報告書に含まれている「適応行動計画Ⅲ」では、全連邦省庁による180以上の進行中の対策と今後の新たな対策について概説されています。

〈出典〉「A-PLAT」（気候変動適応情報プラットフォーム）

「A-PLAT」（気候変動適応情報プラットフォーム）では、上記以外の各国の取組も紹介していますので御覧ください。

[https://adaptation-platform.nies.go.jp/db/global\\_news/index.html](https://adaptation-platform.nies.go.jp/db/global_news/index.html)

#### 宮崎県気候変動適応センター

事務局：宮崎県環境森林部環境森林課 電話：0985-26-7084 E-mail:kankyoshinrin@pref.miyazaki.lg.jp